

○川口市重度心身障害者医療費の助成に関する条例

昭和48年4月1日

条例第22号

改正 昭和53年9月26日条例第84号

昭和58年3月15日条例第14号

昭和59年3月30日条例第25号

昭和59年12月22日条例第66号

平成10年6月26日条例第38号

平成13年9月27日条例第44号

平成18年3月24日条例第25号

平成18年9月27日条例第68号

平成19年3月20日条例第19号

平成20年3月26日条例第13号

平成20年9月24日条例第32号

平成21年6月26日条例第21号

平成23年9月26日条例第82号

平成23年12月21日条例第134号

平成25年3月22日条例第14号

平成26年3月20日条例第28号

平成26年9月26日条例第69号

(目的)

第1条 この条例は、重度心身障害者に対し、医療費の一部を助成することにより、重度心身障害者の保健の向上と福祉の増進を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「重度心身障害者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

- (1) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により交付を受けた身体障害者手帳に身体上の障害がある者として記載されている者又は特別の理由により同項の身体障害者手帳を所持していない者で、身体障

害者福祉法施行規則（昭和 25 年厚生省令第 15 号）別表第 5 号に定める 1 級、
2 級又は 3 級の障害を有するもの

(2) 埼玉県の療育手帳制度に基づく療育手帳（以下この号において「療育手帳」という。）の交付を受けた者又は特別の理由により療育手帳を所持していない者で、同制度で規定する「(A)」、「A」又は「B」の障害を有するもの

(3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号）第 45 条第 2 項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者又は特別の理由により同項の精神障害者保健福祉手帳を所持していない者で、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和 25 年政令第 155 号）第 6 条第 3 項に定める 1 級の障害を有するもの

(4) 65 歳以上 75 歳未満の者で高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成 19 年政令第 318 号）別表で定める程度の障害の状態にある旨の埼玉県後期高齢者医療広域連合の認定を受けているもの又は 75 歳以上の者で同表で定める程度の障害の状態にある旨の市長の認定を受けているもの

（昭和 58 条例 14・全改、昭和 59 条例 25・昭和 59 条例 66・平成 10 条例 38・平成 13 条例 44・平成 18 条例 25・平成 18 条例 68・平成 20 条例 13・平成 21 条例 21・平成 26 条例 69・一部改正）

（助成の対象）

第 3 条 医療費の助成を受けることができる者（以下「対象者」という。）は、国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号）若しくは高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号）による被保険者又は規則で定める社会保険各法（以下「社会保険各法」という。）による被保険者、組合員若しくは加入者（以下「被保険者等」という。）若しくは社会保険各法による被扶養者である重度心身障害者であつて、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 本市に住所を有する者。ただし、次に掲げる者を除く。

ア 他の市町村（特別区を含む。以下この号において同じ。）から障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号。以下「障害者総合支援法」という。）第 29 条第 1 項の規定により同項に規定する指定障害福祉サービス等（以下この号及び次号において「指定

障害福祉サービス等」という。)に対する介護給付費若しくは訓練等給付費の支給を受け、又は同法第30条第1項の規定により、指定障害福祉サービス等若しくは基準該当障害福祉サービス(同項第2号に規定する基準該当障害福祉サービスをいう。次号において同じ。)に対する特例介護給付費若しくは特例訓練等給付費の支給を受け、指定障害福祉サービス事業者等(同法第29条第2項に規定する指定障害福祉サービス事業者等をいう。次号において同じ。)の運営する施設又は住居に入所し、入院し、又は入居している者

イ 他の市町村の長が身体障害者福祉法第18条第1項の規定により、障害者総合支援法第5条第15項に規定する共同生活援助を行う住居(以下「共同生活住居」という。)に入居させて障害福祉サービスの提供を委託している者

ウ 他の市町村の長が身体障害者福祉法第18条第2項の規定により同項に規定する障害者支援施設等に入所を委託し、又は同項に規定する指定医療機関(第4号において「指定医療機関」という。)に入院を委託している者

エ 他の市町村の長が知的障害者福祉法第15条の4の規定により、共同生活住居に入居させて障害福祉サービスの提供を委託している者

オ 他の市町村の長が知的障害者福祉法第16条第1項第2号の規定により同号に規定する障害者支援施設等に入所させてその更生援護を行うことを委託している者

カ 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第24条の2第1項の規定により障害児入所給付費(以下この号及び第7号において「障害児入所給付費」という。)を支給されている保護者の当該支給の決定に係る障害児(同法第24条の2第2項の規定により障害児又は障害児の保護者とみなされた者を含む。第7号において同じ。)のうち同法第24条の2第1項に規定する指定障害児入所施設等(第7号において「指定障害児入所施設等」という。)に入所している者で次の(ア)又は(イ)に掲げる区分に応じ、当該(ア)又は(イ)に定める者以外のもの

(ア) 18歳以上の者である場合 その者が18歳となる日の前日にその者

の保護者であった者（以下「保護者であった者」という。）が本市に住所を有していた者又はその者が18歳となる日の前日に保護者であった者がいないか、保護者であった者が住所を有しないか、若しくは保護者であった者の住所が明らかでない場合で同日において本市に所在があった者

(イ) 18歳未満の者である場合 その者の保護者が障害児入所給付費の支給を受け本市に住所を有する者又はその者の保護者が住所を有しないか、若しくはその者の保護者の住所が明らかでない場合で本市に現在地を有する者

キ 国民健康保険法第116条の2の規定により他の市町村が行う国民健康保険の被保険者である者

ク 高齢者の医療の確保に関する法律第55条の規定により、後期高齢者医療広域連合（埼玉県後期高齢者医療広域連合を除く。）が行う後期高齢者医療の被保険者である者

(2) 本市から障害者総合支援法第29条第1項の規定により指定障害福祉サービス等に対する介護給付費若しくは訓練等給付費の支給を受け、又は同法第30条第1項の規定により、指定障害福祉サービス等若しくは基準該当障害福祉サービスに対する特例介護給付費若しくは特例訓練等給付費の支給を受け、本市の区域外に設置されている指定障害福祉サービス事業者等の運営する施設又は住居に入所し、入院し、又は入居している者

(3) 市長が身体障害者福祉法第18条第1項の規定により、本市の区域外に設置されている共同生活住居に入居させて障害福祉サービスの提供を委託している者

(4) 市長が身体障害者福祉法第18条第2項の規定により本市の区域外に設置されている同項に規定する障害者支援施設等に入所を委託し、又は指定医療機関に入院を委託している者

(5) 市長が知的障害者福祉法第15条の4の規定により、本市の区域外に設置されている共同生活住居に入居させて障害福祉サービスの提供を委託している者

(6) 市長が知的障害者福祉法第16条第1項第2号の規定により、本市の区域外に設置されている同号に規定する障害者支援施設等又は独立行政法人国立重度

知的障害者総合施設のぞみの園法（平成14年法律第167号）第11条第1号の規定により独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設に入所させてその更生援護を行うことを委託している者

(7) 埼玉県から障害児入所給付費を支給されている保護者の当該支給の決定に係る障害児のうち本市の区域外に設置されている指定障害児入所施設等に入所している者で次のア又はイに掲げる区分に応じ、当該ア又はイに定めるもの

ア 18歳以上の者である場合 その者が18歳となる日の前日に保護者であった者が本市に住所を有していた者又はその者が18歳となる日の前日に保護者であった者がいないか、保護者であった者が住所を有しないか、若しくは保護者であった者の住所が明らかでない場合で同日において本市に所在があった者

イ 18歳未満の者である場合 その者の保護者が障害児入所給付費の支給を受け本市に住所を有する者又はその者の保護者が住所を有しないか、若しくはその者の保護者の住所が明らかでない場合で本市に現在地を有する者

(8) 国民健康保険法第116条の2の規定により本市が行う国民健康保険の被保険者である者

(9) 高齢者の医療の確保に関する法律第55条の規定により、埼玉県後期高齢者医療広域連合が行う後期高齢者医療の被保険者である者で、同条に定める入院、入所又は入居前に本市に住所を有していたもの

(10) その他市長が特に必要があると認めた者

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、対象者としな

(1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けている者

(2) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付を受けている者

(3) 児童福祉法第6条の3第8項に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者又は同法第6条の4第1項に規定する里親に委託されている者

(4) 65歳に達する日後に重度心身障害者となった者（前条第4号に規定する重

度心身障害者であつて、65歳に達する日以前に高齢者の医療の確保に関する法律施行令別表で定める程度の障害の状態にあつたと市長が認めるものを除く。)

(平成18条例25・追加、平成18条例68・平成20条例13・平成20条例32・平成21条例21・平成23条例134・平成25条例14・平成26条例28・平成26条例69・一部改正)

(医療費の助成)

第4条 市長は、国民健康保険法若しくは高齢者の医療の確保に関する法律による被保険者又は社会保険各法による被保険者等が、対象者に係る医療費（第2条第3号に該当することにより対象者となつた者（同条第1号、第2号又は第4号に該当する者を除く。）が医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第1号に規定する精神病床に入院したときの当該入院に係る医療費を除く。）のうち国民健康保険法、高齢者の医療の確保に関する法律又は社会保険各法の規定により負担すべき額（食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額を除く。）から法令の規定による医療に関する給付及びそれ以外の医療に関する給付であつて国又は地方公共団体の負担によるものに係る額（食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額に係るものを除く。）を控除した額（以下「助成額」という。）を助成する。ただし、対象者に係る医療費に対する付加給付があるときは、助成額から当該付加給付の額を控除した額を助成する。

2 前項の規定にかかわらず、税の申告を行わないこと等対象者又はその保護者の責めにより過分の自己負担があると推定されるときは、市長が別に定めるところにより算定した額の範囲内の額を助成額とすることができる。

(昭和59条例66・全改、平成13条例44・一部改正、平成18条例25・旧第4条繰下・一部改正、平成18条例68・一部改正、平成19条例19・旧第5条繰上・一部改正、平成20条例13・平成20条例32・平成23条例82・平成26条例69・一部改正)

(受給資格の登録等)

第5条 医療費の助成を受けようとする者は、受給資格の登録を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定により登録の申請があった場合において、対象者と認定したときは、当該申請をした者に受給者証を交付し、対象者と認定しないこととしたときは、当該申請をした者にその旨を通知する。

(昭和58条例14・全改、平成13条例44・一部改正、平成18条例25・旧第5条繰下・一部改正、平成19条例19・旧第6条繰上・一部改正)

(助成金支給の方法)

第6条 医療費助成金の支給は、対象者又はその保護者（対象者を現に監護する者として登録された者をいう。以下この条において同じ。）の請求に基づき行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、対象者が市長が指定した病院、診療所、薬局その他の者（以下「医療機関等」という。）から診療、薬剤の支給若しくは手当を受けたとき又は市長が指定した訪問看護事業者から訪問看護を受けたときは、対象者又はその保護者に代わって助成額に相当する額を当該医療機関等又は訪問看護事業者に支払うことができる。

3 前項の規定による支払があったときは、同項の対象者又はその保護者に対し医療費助成金の支給があったものとみなす。

(昭和58条例14・追加、平成18条例25・旧第6条繰下、平成19条例19・旧第7条繰上・一部改正)

(譲渡又は担保の禁止)

第7条 医療費の助成を受ける権利は、他に譲渡し、又は担保に供してはならない。

(昭和58条例14・旧第6条繰下、平成18条例25・旧第7条繰下、平成19条例19・旧第8条繰上)

(損害賠償との調整)

第8条 市長は、第三者の行為によって生じた対象者の疾病又は負傷に関し、当該対象者が損害賠償を受けたときは、その限度において、医療費助成金の全部若しくは一部を支給せず、又は既に支給した医療費助成金の額に相当する額を返還させることができる。

(平成18条例25・追加、平成19条例19・旧第9条繰上・一部改正)

(助成金の返還)

第9条 市長は、偽りその他不正の行為により医療費の助成を受けた者があるとき、又は第4条第1項の規定により国民健康保険法若しくは高齢者の医療の確保に関する法律による被保険者若しくは社会保険各法による被保険者等が負担すべき額から控除をすべき医療に関する給付を受けた者であつて当該控除を行わずに医療費の助成を受けたものその他過誤払が生じている者があるときは、これらの者から既に助成した金額の全部又は一部を返還させることができる。

(平成20条例32・全改)

(委任)

第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(昭和58条例14・旧第8条繰下、平成18条例25・旧第9条繰下、平成19条例19・旧第11条繰上)

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(平成20条例13・旧附則・一部改正)

(助成の対象の特例)

2 平成20年3月31日において第3条第1項第8号の規定により現に受給者証の交付を受けている者(以下「受給者」という。)が、平成20年4月1日に高齢者の医療の確保に関する法律第50条に規定する後期高齢者医療の被保険者となったことにより第3条第1項に規定する対象者に該当しないこととなる場合においては、当該受給者が住所の変更を行うまでの間、引き続き同項第8号に該当するものとみなして、この条例の規定を適用する。

(平成20条例13・追加、平成23条例134・一部改正)

(鳩ヶ谷市の編入に伴う経過措置)

3 鳩ヶ谷市の編入の日(以下この項から附則第5項までにおいて「編入日」という。)前に、編入前の鳩ヶ谷市重度心身障害者医療費支給に関する条例(昭和50年鳩ヶ谷市条例第29号。以下「編入前の鳩ヶ谷市条例」という。)の規定の適用を受けていた者の編入日前の診療、薬剤の支給若しくは手当又は訪問看護に

係る医療費の支給については、なお編入前の鳩ヶ谷市条例の例による。

(平成23条例82・追加)

- 4 編入前の鳩ヶ谷市条例の規定により交付された受給者証は、編入日から平成23年10月31日までの間は、第5条第2項の規定により交付されたものとみなす。

(平成23条例82・追加)

- 5 前2項に規定するもののほか、編入日前に、編入前の鳩ヶ谷市条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

(平成23条例82・追加)

附 則 (昭和53年9月26日条例第84号)

この条例は、昭和53年10月1日から施行する。

附 則 (昭和58年3月15日条例第14号)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(適用区分)

- 2 この条例による改正後の川口市重度心身障害者医療費の助成に関する条例の規定は、昭和58年2月1日以後に行われた診療、薬剤の支給又は手当に係るものについて適用し、同日前に行われた診療、薬剤の支給又は手当に係るものについては、なお従前の例による。

附 則 (昭和59年3月30日条例第25号)

(施行期日)

- 1 この条例は、昭和59年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に国民健康保険法(昭和33年法律第192号)による被保険者で、この条例による改正後の川口市重度心身障害者医療費の助成に関する条例(以下「改正後の条例」という。)第2条の規定により新たに助成の対象となるものについては、その者が昭和59年6月30日までに、改正後の条例第5条の規定により重度心身障害者医療費受給資格の登録を受けた場合に限り、昭

和 5 9 年 4 月 1 日に登録を受けたものとみなし、改正後の条例を適用する。

附 則（昭和 5 9 年 1 2 月 2 2 日条例第 6 6 号）

（施行期日）

- 1 この条例は、昭和 6 0 年 1 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際現に川口市重度心身障害者医療費の助成に関する条例施行規則（昭和 5 3 年規則第 6 7 号）第 2 条に定める社会保険各法による被保険者又は組合員で、この条例による改正後の川口市重度心身障害者医療費の助成に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第 2 条の規定により新たに医療費の助成を受けることができるものについては、その者が昭和 6 0 年 3 月 3 1 日までに改正後の条例第 5 条の規定により重度心身障害者医療費受給資格の登録を受けた場合に限り、昭和 6 0 年 1 月 1 日に登録を受けたものとみなし、改正後の条例を適用する。

附 則（平成 1 0 年 6 月 2 6 日条例第 3 8 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 1 3 年 9 月 2 7 日条例第 4 4 号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 1 4 年 1 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日前に行われた診療、薬剤の支給又は手当に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

附 則（平成 1 8 年 3 月 2 4 日条例第 2 5 号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 1 8 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際、現にこの条例による改正前の川口市重度心身障害者医療費の助成に関する条例第 5 条第 2 項の規定により重度心身障害者医療費受給資格の登録を受けていた者は、この条例による改正後の川口市重度心身障害者医療費の助成に関する条例（以下この項において「新条例」という。）第 3 条の規定に

より対象者に該当しないこととなった場合においても、新条例第6条第2項の規定により重度心身障害者医療費受給資格の登録を受けた者とみなす。

附 則（平成18年9月27日条例第68号）

この条例は、平成18年10月1日から施行する。

附 則（平成19年3月20日条例第19号）

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成20年3月26日条例第13号）

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成20年9月24日条例第32号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成21年6月26日条例第21号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成23年9月26日条例第82号）

この条例は、平成23年10月11日から施行する。

附 則（平成23年12月21日条例第134号）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条、第4条、第6条、第7条、第9条、第11条、第13条及び第15条の規定は、平成24年4月1日から施行する。

（川口市重度心身障害者医療費の助成に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

- 2 前項ただし書に規定する規定の施行の際、現に第6条の規定による改正前の川口市重度心身障害者医療費の助成に関する条例第5条第2項の規定により重度心身障害者医療費受給資格の登録を受けている者（以下「受給者」という。）は、第6条の規定による改正後の川口市重度心身障害者医療費の助成に関する条例第3条第1項に規定する対象者に該当しないこととなった場合においても、当該受給者が入所している施設等を退所するまでの間、同項に規定する対象者とみなす。

附 則（平成25年3月22日条例第14号）

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成26年3月20日条例第28号）

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成26年9月26日条例第69号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成27年1月1日から施行する。ただし、第3条第2項第2号の改正規定は、平成26年10月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の川口市重度心身障害者医療費の助成に関する条例第3条第2項第4号の規定は、この条例の施行の日の前日においてこの条例による改正前の川口市重度心身障害者医療費の助成に関する条例第2条に規定する重度心身障害者であった者については、適用しない。